

**待ち時間
ゼロ**

確定申告

自分で作成する人が増えています！

問い合わせ 市民税課 (☎ 85-6093)

確定申告相談の各会場は大変混み合います。特にグリーンパレス春日井会場では、受け付けから申告相談までに4時間以上の待ち時間が生じることもあり、午後からの受け付けを断る場合があります。

パソコン・スマホからでも、確定申告ができます！

**e-Taxが
郵送で提出**

インターネット
にアクセス



確定申告書等
作成コーナー

指示に従い入力後

申告書を印刷

方法3 税務署に郵送

**プリンターが
自宅になくても大丈夫！**

コンビニなどのプリントサービス(有料)で印刷できます

※ 申告データ (PDF) をスマートフォン、メディアに保存

マルチコピー機にデータ転送し印刷

データ送信

方法1 マイナンバーカードを取得して、e-Taxで申告
※ICカードリーダーライターも必要です。

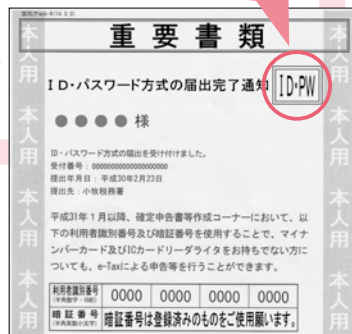
方法2 マイナンバーカードがない場合は、ID・パスワード方式を利用することで、e-Taxで申告ができます

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は、税務署で行っています。申告者本人が本人確認書類を持って税務署へ

重要なお知らせ

昨年、申告相談会場でパソコンによる申告をした人には、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が発行されています。昨年の申告書類を確認してください。

注目
このマークがある書類です！



手書き用申告書も配布しています

1月31日(木)から配布
配布施設：市民税課、東部市民センター、各公民館、各ふれあいセンターなど(数に限りあり)

インターネット上で計算した結果を書き写すと計算間違いがなく便利です。

困ったときは…

- ① 国税庁のホームページで調べる 「平成30年分確定申告特集」へ
- ② 小牧税務署に電話で聞く ☎ 72-2111 (自動音声案内で「0」を選択)

確定申告が必要かどうか確認しましょう

事業所得や譲渡所得などがある人以外にも、次のような人は確定申告が必要です。

給与所得者

- 2か所以上からの給与があり、主な給与以外の給与収入が20万円を超える人
- 給与収入の他に20万円超の所得がある人

年金受給者

- 公的年金等の他に20万円超の所得がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円超の人

※ 確定申告の必要がない人でも、所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。

※ 確定申告をしない年金受給者等で、各種所得控除(医療費や生命保険料控除など)がある人は、市民税・県民税の申告をしてください。

申告相談

確定申告相談会場は小牧市公民館です

場 所	小牧市公民館 (小牧市小牧)
期 間	2月18日(月)～3月15日(金)〈土・日曜日を除く〉 ※2月24日(日)・3月3日(日)は開設
受付時間	午前9時～午後4時
問い合わせ	小牧税務署 (☎72-2111)

- 確定申告相談会場開設期間中は、小牧税務署内では申告書の作成指導を行っていません。
- 混雑状況により、受け付けを早めに終了することがあります。

人数制限がありますが、次の会場でも申告相談を行います

場 所	グリーンパレス春日井
期 間	2月18日(月)～3月15日(金)〈土・日曜日を除く〉
受付時間	午前9時から ※400人に達するか午後3時で受け付け終了となります。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っている人はパスワードを控えて持参してください。

一日の受付人数に限りがあるため、早めに受け付けを終了する場合があります。次の点に理解・協力をお願いします。

注意! 1日の受け付け上限人数は **400** 人です。

「受付合計人数」と「待ち人数」は、インターネットで確認できます。

<https://ilist.jp/m/88> にアクセス



変更! 分離譲渡所得(「土地・建物」・「株式」)、贈与税の申告相談は、小牧税務署会場で行います。

変更! 税務署受付印の押印はできなくなりました。押印が必要な人は、直接か返信用封筒(宛名、切手あり)を同封し、郵送で小牧税務署へ

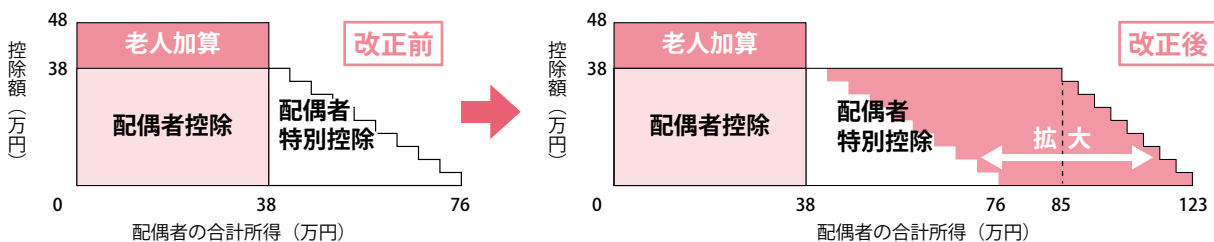
制度が改正されました

「配偶者控除」について、合計所得900万円超の人の控除額が改正されました。900万円超から950万円以下の人は26万円、950万円超から1000万円以下の人は13万円、1000万円超の人は控除額がなくなりました。

また、「配偶者特別控除」を受けられる範囲が次の図のとおり拡大されました。

なお、この改正は平成30年分所得税(平成31年度市民税・県民税)から適用されます。

【納税者本人の合計所得が 900 万円以下の場合】 (900 万円超の場合など、詳しくは市ホームページをご覧ください。)



※配偶者特別控除は、税法上の扶養には該当しません。
※この説明は所得税で適用される控除額です。住民税は控除額が異なります。

市民税・県民税の申告

日 時: 2月1日(金)～3月15日(金)〈土・日曜日、祝日を除く〉 午前9時～11時30分、午後1時～4時
※例年、初日は非常に混雑します。また、混雑状況により午前中に受け付けをしても、午後からの申告相談になることがあります。

場 所: 市民税課

提出方法: 直接か郵送(〒486-8686 春日井市市民税課)で

例年、非常に混雑します。郵送での提出が便利です。

確定申告 自分で作成する人が増えています!